

## 起きてはならない最悪の事態を回避するための対策

### 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

#### 最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

##### 「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊」することを回避するための推進方針

###### (住宅の耐震化)

① 住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化促進に向けて、住民への普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を推進する。【地域整備課】

###### (公共特定建築物の耐震化)

② 災害時の拠点機能の確保のため、特定建築物について計画的に耐震化を実施し、適切な維持補修に努める。【所有課】

「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物」

###### (学校の耐震化)

③ 児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を想定し、学校施設の耐震化を計画的に実施できており、今後も適切な維持管理に努める。【学校教育課】

###### (社会福祉施設等の耐震化)

④ 未耐震施設の状況や施設設置者の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。【福祉介護課】

###### (空き家対策)

⑤ 所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害の拡大を防止するため、県と連携し、空き家対策に関する情報提供や市町村相互間での意見交換の場を設けるなど、空き家対策を推進する。【総務課】【市民生活課】

###### (地震発生直後の近隣住民による共助)

⑥ 本市の自主防災組織の結成率は95%であるが、更なる結成率の向上を図るため、防災リーダーの育成を図りながら自主防災組織の災害対応力の向上を図る。また、避難行動要支援者については個別計画の作成を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

【総務課】

##### 「家具類の転倒」を回避するための推進方針

###### (家具類の固定など室内安全対策の推進)

⑦ 家具の固定など家庭における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、普及啓発を推進する。【総務課】

### 「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針

#### (住宅用火災警報器の設置)

- ⑧ 住宅用火災報知機の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、消防本部と連携して設置促進を図る。【総務課】

### 最悪の事態 1-2 大規模津波等による死傷者の発生

### 「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

#### (海岸保全施設の整備・管理)

- ① 海岸保全施設は、浸食の著しい海岸の優先的な整備を県に要望する。  
【地域整備課】
- ② 漁港における海岸保全施設は、地震・津波・波浪等による防護機能の低下が懸念されることから、優先順位を決めて維持補修等の対策を推進する。【農林水産課】
- #### (堤防等の強化の推進)
- ③ 津波遡上の可能性がある河川について、調査・検討のうえ堤防の嵩上げや耐震化等の対策を推進する。【地域整備課】
- #### (海岸関連施設の老朽化対策)
- ④ 海岸（護岸）を調査し、緊急度の高い施設から優先的な対策を県に要望する。  
【地域整備課】

### 「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

#### (津波ハザードマップ等の作成・周知)

- ⑤ 県が指定・公表した津波浸水想定及び津波災害危険区域による「津波ハザードマップ」を必要に応じ修正し、想定される被害の範囲や規模、避難場所などをホームページ掲載や防災訓練などの場を活用し、周知活動を推進する。  
【総務課】

#### (津波避難計画の策定)

- ⑥ 平時における津波防災教育・啓発や防災訓練、津波警報等発令時の避難場所、避難経路及び情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」を策定し、周知・徹底を推進する。【総務課】

### 最悪の事態 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 「河川堤防など構造物の損傷」ことを回避するための推進方針

#### (河川改修等の治水対策)

- ① 河川の水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を実施し、過去に洪水被害のあった箇所から優先的な対策を県に要望する。  
【地域整備課】

**(河川・ダム関連施設の老朽化対策)**

② 河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する。【地域整備課】

**(避難情報等の判断基準及び伝達要領等の周知)**

③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の指針等の改定などによる、発令基準を含む避難情報の伝達基準の見直しを図り、災害発生前の段階における早めの対応による被害の最小限化を図る。【総務課】

**最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生**

**「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針**

**(土砂災害対策施設の整備)**

① 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設や公共施設の優先的な整備を国・県に要望する。【地域整備課】

**(砂防関連施設の老朽化対策)**

② 砂防関連施設の長寿命化を緊急度の高い施設から優先的に対策を推進する。

【地域整備課】

**(土砂災害ハザードマップの作成・周知)**

③ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所等を周知する。【総務課】

**(避難情報等の判断基準及び伝達要領等の周知（土砂災害）)**

④ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む避難情報の伝達基準を策定し、早めの避難の重要性についての啓発を推進する。

【総務課】

**最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**

**「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針**

① 各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定し、冬季の円滑な交通の整備を推進する。【地域整備課】

② 除雪機械の更新、増加による除雪体制の強化を推進する。【地域整備課】

③ 雪崩予防策・防護策等の雪害対策施設の計画的な整備・更新による交通環境の整備を推進する。【地域整備課】

**「家屋の倒壊による死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針**

**(家屋の倒壊防止のため、継続的な雪下ろし等)**

④ 除排雪作業中の安全対策の徹底、家屋倒壊防止のための雪下ろし中の事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を推進する。【地域整備課】

## 最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

### 「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための推進方

(関係行政機関等相互の情報伝達体制の強化)

- ① 災害時に、市・消防・警察・自衛隊などの関係機関との情報共有が不可欠であり、被害の軽減や応急・救助が図られるよう、連絡体制を強化する。【総務課】  
(新潟県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化)
- ② 新潟県総合防災情報システムによる、情報伝達体制を強化する。【総務課】

### 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

(Jアラート等による情報伝達)

- ③ 全国一斉情報伝達試験に参加し、確実な受信・伝達状況の把握に努めるとともに、平時における個別受信機の整備・補修態勢を推進する。【総務課】【総合政策課】  
(市町村における複数の情報伝達手段の整備等)
- ④ 市民への情報伝達手段として防災行政無線、登録制メールなど複数の情報発信手段があるが、今後はツイッターなども含めた情報伝達手段の整備を推進する。  
【総務課】

(新潟県河川砂防情報システムによる情報提供)

- ⑤ 新潟県河川砂防情報システムを活用し、土砂災害危険度等の情報を提供するとともに、避難情報等の発令判断に役立てる。【総務課】

## 目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

### 最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

(県及び県外災害協定締結市と連携をし、共同備蓄物資の計画的な整備等)

- ① 災害発生時に必要とする物資の備蓄目標を人口の 30%としており、計画的な更新を行っている。また、県及び県外協定締結市と共同備蓄物資について計画的な整備を推進する。【総務課】  
(民間事業者との物資調達協定の締結)
- ② 災害時に不足する生活必需品確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を推進する。【総務課】

### 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

(避難所等へのコロナウイルス等感染症禍での資材の確保等、備蓄の促進)

- ③ 備蓄品について、総合避難所に「間仕切り、簡易ベッド」を配備するとともに、資器材については、定期的に点検と普及啓発を推進する。【総務課】

(物流事業者との物資輸送・保管協定の締結)

- ④ 災害時の物資輸送及び保管を円滑に行うため、事業者との協定の締結を推進する。【総務課】

(物資集積拠点の指定)

- ⑤ 災害時における救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う物資集積拠点を指定するとともに、予備の施設を指定する。【総務課】【社会福祉協議会】

(物資の輸送・保管・仕分け等に関する計画の策定)

- ⑥ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に係る業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ役割分担や業務の流れなどの整備と訓練を推進する。【総務課】【社会福祉協議会】

(県及び県外災害協定締結市との連携)

- ⑦ 県及び県外災害協定締結市からの物資の輸送について、支援に対応できる体制の準備を推進する。【総務課】

### 最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

#### 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

(複数の通信手段の確保)

- ① 通信の途絶が想定される地区に衛星携帯電話及び半固定無線装置などの配備を計画し、普及啓発を図る。【総務課】

#### 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

(道路施設の老朽化対策)

- ② 道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があるため、適切な点検、整備を行う。【地域整備課】

(道路施設の防災対策)

- ③ 幹線道路上の橋梁について、道路法面对策と合わせ、計画的な維持補修を行う。  
【地域整備課】

(自家発電機など電力の確保)

- ④ 孤立するおそれのある地区に、自家発電機器などの配備を勧める。【総務課】

(緊急物資の備蓄)

- ⑤ 孤立するおそれのある地区に飲料水、食料品、医薬品等の物資の備蓄を勧める。  
【総務課】

## 最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」ことを回避するための推進方針 (消防施設及び車両、資器材の機能維持(耐震化、非常用電源の確保))

- ① 消防本部、消防署施設の耐震化、非常用発電機の設置、消防車両の計画的な更新など、機能維持が可能な対策を図る。【総務課】

### 「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針 (消防団への加入促進)

- ② 社会情勢の変化により減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行い、加入促進を図る。【総務課】

#### (消防団員の技術力の向上)

- ③ 地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防学校が消防団員を対象とした境域訓練の受講を促進する。【総務課】

#### (津波災害時の団員の安全確保)

- ④ 津波災害時に消防団員が安全に活動できるよう、「消防団地震・津波行動マニュアル」を策定する。【総務課】

## 最悪の事態 2-4 コロナ禍等における多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足

### 「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針 (指定緊急避難場所、指定避難場所の指定等)

- ① 避難所開設職員、自主防災組織、防災士により、避難所の開設・運営ができるよう、協力体制を構築する。【総務課】

#### (観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知)

- ② 市民に対し、ハザードマップの作製・配布、ホームページや広報の掲載による周知・徹底を図り、観光客向けには避難所を掲載したパンフレットの作成・配付について、観光協会等と連携して推進する。【総務課】【総合政策課】【商工観光課】

#### (福祉避難所の指定)

- ③ 福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成する。【福祉介護課】【健康づくり課】

#### (駅舎等の防災資材の整備)

- ④ 駅舎の防災備蓄庫を活用し、帰宅困難者が発生した場合の対応を準備する。

【総務課】

**「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針**

(学校施設の防災機能強化の推進)

- ⑤ 総合避難所としてコロナウイルス等感染症禍での「間仕切り、簡易ベッド」の資材の確保等、学校施設の機能の強化を推進するとともに、緊急時の民間保有施設の使用を検討する。【総務課】

**「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針**

(車中泊など避難所以外の場所に滞在する被災者への支援)

- ⑥ 車中泊等避難所外避難者の把握について、関係機関及び自主防災組織、消防団等との連携を図る。【総務課】

**最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**

**「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針**

(病院の耐震化)

- ① 市内医療施設の耐震性及び老朽化について計画的に維持補修を行う。

【健康づくり課】

**「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針**

(県及び県外災害協定締結市と連携をし、災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備)

- ② 災害の初動期以降に必要な医療品・医療機器の備蓄や流通備蓄を計画的に行う。【総務課】【健康づくり課】

**「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針**

(災害医療コーディネーターや県及び県外災害協定締結市と連携による医師の支援)

- ③ 県と連携し、「災害医療コーディネーター」を配置し、DMATが到着した際の待機・出動要請や医療機関への協力要請などの業務を迅速に行う。また、地域の医療機関や医療従事者の活用を検討する。【健康づくり課】

**最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針**

(市町村の健康危機管理能力の向上)

- ① 避難所における感染症の発生・蔓延を防ぐため、保健所と連携し感染症の蔓延防止対策を推進する。また、定期的に衛生・防疫体制の強化のための研修会等を計画する。【総務課】【税務課】【市民生活課】【健康づくり課】

(平時からの疫病及び感染症予防対策)

- ② 平時からのコロナウイルス等感染症の予防対策として、予防接種を計画実施する。

また、平時から予防接種を受けるよう、市民に周知する。【健康づくり課】

### 目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行動機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

(市の業務継続体制の強化)

- ① 「胎内市災害時行動計画(各課編)」に課・局ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにし、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図る。【各課・局】

「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

(市庁舎の耐震性の強化)

- ② 本庁舎及び黒川庁舎は耐震改修済みであるが、今後も計画的な維持・修繕を図る。【総務課】

(代替え庁舎の整備)

- ③ 庁舎が使用不能となった場合を考え、代替えの施設を検討・整備する。【総務課】

(執務環境の整備)

- ④ 書類等の落下防止や鋭敏な避難通路スペースの確保ができるように、職員に対し、執務室の整理・整頓の徹底を図る。【総務課】

「市庁舎の機能が喪失する」ことを回避するための推進方針

(停電時の機能の確保及び強化)

- ⑤ 非常用電源の機能の維持及び複数の対応手段を整備する。【総務課】

### 目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン、情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「国道7号、日本海東北自動車道等の幹線道路をはじめとした幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針

(幹線道路等の整備)

- ① 災害時における円滑な救急活動や救援物資輸送のため、国道7号、日本海東北自動車道をはじめとする幹線道路の計画的な整備を国・県に要望する。

【地域整備課】



**(道路施設の老朽化対策)**

- ② 道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があるため、適切な点検、整備を行う。【地域整備課】

**(道路施設の防災対策)**

- ③ 幹線道路上の橋梁について、道路法面对策と合わせ、計画的な維持補修を行う。  
【地域整備課】

**最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止**

**「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針**

**(関連施設・設備の耐震化、老朽化対策の促進)**

- ① 非常用電源施設の耐震化及び老朽化対策と、機能の維持及び複数の対応手段を整備する。【総務課】

**「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針**

**(災害時における石油類燃料の確保 (新潟県石油商業組合))**

- ② 新潟県石油商業組合中条支店と「災害時における燃料の供給に関する協定」を締結しており、災害時における石油類燃料の調達・供給について、連携を図る。  
【総務課】

**「長期にわたるガスの供給機能停止」を回避するための推進方針**

**(ガス施設の耐震化、老朽化対策の促進)**

- ③ 都市ガスを使用した非常用電源施設の耐震化及び老朽化対策と、機能の維持及び複数の対応手段を整備する。【総務課】

**最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止**

**「上水道機能の停止」を回避するための推進方針**

**(水道施設の老朽化、耐震化)**

- ① 施設の老朽化対策と併せ、補助制度を活用し、配水管・配水池及び浄水場における管理棟・ポンプ等の耐震化を推進し、給水の安定を図る。【上下水道課】

#### 最悪の事態 4-4 下水道汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

##### 「下水道等汚水処理施設等の機能の停止」を回避するための推進方針

(下水道施設等の老朽化、耐震化)

- ① 地震災害における最低限必要な下水道機能確保のため、補助制度等を活用し、施設の耐震化・老朽化対策を推進し、汚水処理の安定化を図る。また、海岸付近に位置する主要な施設については、津波等を考慮した耐水性についても検討する。

【上下水道課】

##### 「下水道等汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針

(合併浄化槽の設置促進)

- ② 災害発生後、住宅からの排水を速やかに排除するため、下水道整備と合わせ、合併浄化槽の設置の促進を図る。【市民生活課】【上下水道課】

##### 「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

(し尿処理施設等の老朽化、耐震化対策)

- ③ し尿処理施設の耐震化や津波等を考慮した耐水性の促進を検討するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制を構築する。【市民生活課】

#### 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

##### 「信号機の全面停止」を回避するための推進方針

(停電時の信号機減灯対策)

- ① 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を促進する。【総務課】【県警察本部】

### 目標5. 大規模自然災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能等を確保する。

#### 5-1 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

##### 「長期間にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針

(電話施設・設備の耐震化や予備手段の強化)

- ① 通信施設の耐震化や予備の通信手段を整備する。【総務課】

## 目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞」を回避するための推進方針 (廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化対策)

- ① 廃棄物処理施設の計画的な耐震化・老朽化及び津波等を考慮した耐水対策について整備し、機能の維持を図る。【市民生活課】  
(災害廃棄物の集積場所の確保)
- ② 災害廃棄物が大量に発生し、処理能力を超過した場合を想定し、集積場所を確保する必要がある。この際、住宅地や学校等施設から離隔した場所を確保する。  
【市民生活課】

### 6-2 化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

#### 「化学工場等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針 (防災計画、訓練の見直し)

- ① 工場・関係機関・周辺地区の自治会・集落及び自主防災組織による合同訓練を計画し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう、働きかける。【総務課】  
(大規模商業施設の防災訓練の実施)
- ② 商業施設ごとに防災訓練を計画し、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう、働きかける。【総務課】【商工観光課】

### 6-3 農業、漁業の停滞

#### 「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針 (農林水産業生産基盤の整備及び耐震化)

- ① 農業協同組合、漁業協同組合と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化を促進する。また、食品業従事者、関連産業事業者との連携、協力体制の拡大や生産流通過程に係るBCP策定を促進する。【農林水産課】  
(漁港施設の老朽化対策)
- ② 市管理漁港及び停泊施設において、耐震化及び老朽化対策等施設の適正な維持管理を図る。【農林水産課】【生涯学習課】

#### 6-4 商工業、観光等の産業の停滞

##### 「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針 (商工会、観光協会などの関係団体との連携)

- ① 商工会、観光協会等関係団体と連携を図り、事業者等における発災後の施設等の早期復旧と経営の再開に向けた対策に取り組むため、適切な対応を検討する。

【商工観光課】

##### (宿泊施設の耐震化)

- ② 宿泊施設の耐震化を促進するとともに、外国人への対応を含む災害情報の伝達体制及び災害時における観光客の安全確保体制の強化を図る。【商工観光課】

### 目標7. 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

##### 「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針

##### (河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策)

- ① 河川及びダム関連施設の長寿命化計画を策定し、調査の結果を踏まえ、緊急度の高い施設から優先的に対策を県に要望する。【地域整備課】

##### 「ため池の決壊等」を回避するための推進方針

##### (ため池ハザードマップの整備)

- ② 防災重点ため池（下流の人家、公共施設等に被害を与える可能性のあるため池）について、管理者に対し、管理体制の強化を働き掛ける。【農林水産課】

##### (農業用ため池の整備)

- ③ 老朽化等により、漏水・クラック・断面変形などが認められるため池や耐震性を有していないため池については、補修・強化を計画的に行う。【農林水産課】

#### 7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### 「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針

##### (農業・農村の多面的機能の確保)

- ① 中山間地等での農業生産活動や農地・農業用施設維持・保全活動を推進する。

【農林水産課】

##### (農地・農業水利施設の老朽化対策及び保全管理)

- ② 農業水利施設のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況を把握する等の機能診断を行い、長寿命化対策を行う。【農林水産課】

**(森林整備の推進)**

- ③ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施や野生動物による被害防止策を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林作りを推進する。【農林水産課】

**(治山対策の推進)**

- ④ 山地災害危険地区の周知と、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等を整備し、土石流や流木対策を含む事前対策の強化を図る。【農林水産課】

**7-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響**

**「油・有害物資等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針  
(有害・危険物質対応訓練)**

- ① 河川・海岸・漁業施設において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、関係機関と連携し、対応マニュアルを策定する。【市民生活課】

**(市内外への情報発信)**

- ② 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、報道機関等と連携し、適切な情報発信に努める。【総務課】【総合政策課】

**(居住不能地域が発生した場合の代替え施設の確保)**

- ③ 市民の居住地が使用不能となった場合を考え、代替えの施設を検討・整備する。  
【総務課】【市民生活課】【地域整備課】

**目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再掲・回復できる条件を整備する**

**8-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針  
(災害対応に不可欠な建設業との連携)**

- ① 災害時の応急対策が迅速に行われるように、市内建設業協会と災害時の復旧に関し、継続的な連携を維持する。【総務課】

**(県及び県外災害締結市と連携した人材・機材の計画的な確保)**

- ② 県及び県外災害協定締結市からの人材、機材について、支援に対応できる体制の準備を推進する。【総務課】

**8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針**

(市民一人ひとりの災害対応力・自助及び共助力の向上)

- ① 市及び自主防災組織で行う防災訓練及び自治会・集落における避難行動要支援者に対する「個別計画」の策定を推進し、災害対応力・自助及び共助力の向上を図る。

**【総務課】**